

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-7-5
処分の種類	業務主任者等の解任命令			
根拠法令条例等・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第22条			
処分の概要	<p>業務主任者若しくはその代理者がこの法律若しくは高圧ガス保安法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその職務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者に対し、当該業務主任者又はその代理者を解任すべきことを命ずることができる。</p> <p>(最終)知事 (専決)ものづくり振興課長 (委任)地域振興局長</p>			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 (過去に先例がなく、法令の定め以上に設定するのが困難。)</p>			
基準の制定根拠				